

令和4年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 12名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 齋藤英次 田代和弘
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩
宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 宮本委員 中村委員
6. 議 事
 - (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第31号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和4年第9回の総会を開催いたします。まずは本日委員全員出席ですので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、ご多用中ご出席頂きお礼申し上げます。また、先般、県の推進大会にも多数の委員ご出席頂き、あわせてお礼申し上げます。コロナ感染も多少は下火になっています。来週13日から14日にかけて急遽ですが研修会を予定します。宜しく申し上げます。また、各地区農地パトロールを実施し大変お世話になっています。13日の研修会では、農地法第3条の案件について、お話を皆様方と検討したいと思います。

どうぞ宜しくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するというところでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと中村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員の田代委員からご説明をお願いします。

田代委員 当該地はもともと遊休地でありました。今回、3条申請がなされましたが、現況が農地と判断しづらい問題がありました。詳細については、事務局から説明されると思います。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は約1.7kmで、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲、人参、生姜になり、3条の要件は満たしているものと思われま。こちらの案件につきましては追加資料があります。お手元に配布しております追加資料をご覧ください。現在、申請地隣にある譲渡人宅の樹木や庭石を撤去作業中で、撤去したもの及び使用機械の入替えに当該農地を使用しているため、現況は写真のとおりとなっています。3条許可後に譲受人が農地改良届を提出し、畑として利用する予定との

ことです。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について、確認委員の鎌賀委員からご説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は約900mで、農業年数は32年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番と4番は関連していますので、あわせて確認委員の宮本委員からご説明をお願いします。

宮本委員 申請番号3番と4番については、地籍調査で誤っていたもので、特段問題ないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお

願います。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数は60年、農機具を所有し、主たる作物は、米、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われま
す。以上です。申請番号4番について説明いたします。地図は6ページ
です。申請地までの通作距離は約1kmで、農業年数は45年、農機具
を所有し、主たる作物は、米、ミカン、梅になり、3条の要件は満たし
ているものと思われま
す。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番、4番について、委員
さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番、4番については承認致します。以上、
議案第29号について4件承認を得ましたので、許可書の交付を行いま
す。次に議案第30号、「農地法第5条の規定による許可申請審議につ
いて」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員
から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり
でありました。特に問題はないものと思われま
す。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願い
します。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、
熊本市中央区で不動産業等を営む法人です。申請地は市中心部に位置し、
上下水道が整備され、交通アクセスも良好なことから、生活のうえで利
便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお申請地は上下水
道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内
に、はたて耳鼻咽喉科クリニック、鶴城中学校があるため、第3種農地
と思われま
す。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

谷山委員 当該地は既に埋められているのではないか。

事務局 転用申請の現地確認を行いました。農地、田でした。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地は上下水道が整備され、主要道路に近いため利便性が高く、周辺の宅地化も進んでいる地域のため、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、椿原町に居住する個人で、現在借家住まいのため、マイホームを建築する計画をたてたところ、申請地は現在の居住地とも近く道路に面しており宅地として適していると思い、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。以上、議案第30号について3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第31号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。14ページの77番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。78～80番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に15ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の計が12,626㎡、普通畑の計が3,862㎡、樹園地の計が2,682㎡、合計19,170㎡となっています。次に16ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第9回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が28万2,795.39㎡、所有権の移転は24,080㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第31号について承認します。次に報告第10号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。18ページをお開きください。解約件数は1件、総合計は1筆で962㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第10号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第9回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 中村 英子 印